

第 1 章 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系

1-1 景観形成の基本方針

- ◇ 北九州市景観計画は、北九州市景観づくりマスタープランに即して、良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて策定する計画です。
- ◇ 北九州市景観計画では、市内全域を「景観計画区域」とし、北九州市景観づくりマスタープランに示す景観形成の基本方針に即し、景観形成の誘導を図る区域として「景観重点整備地区」、「景観形成誘導地域」、関門景観の形成を誘導する地域または保全する地域を「関門景観形成地域」として定めます。
また、自然景観や田園景観について、自然公園や風致地区などの指定により景観の保全を図ります。

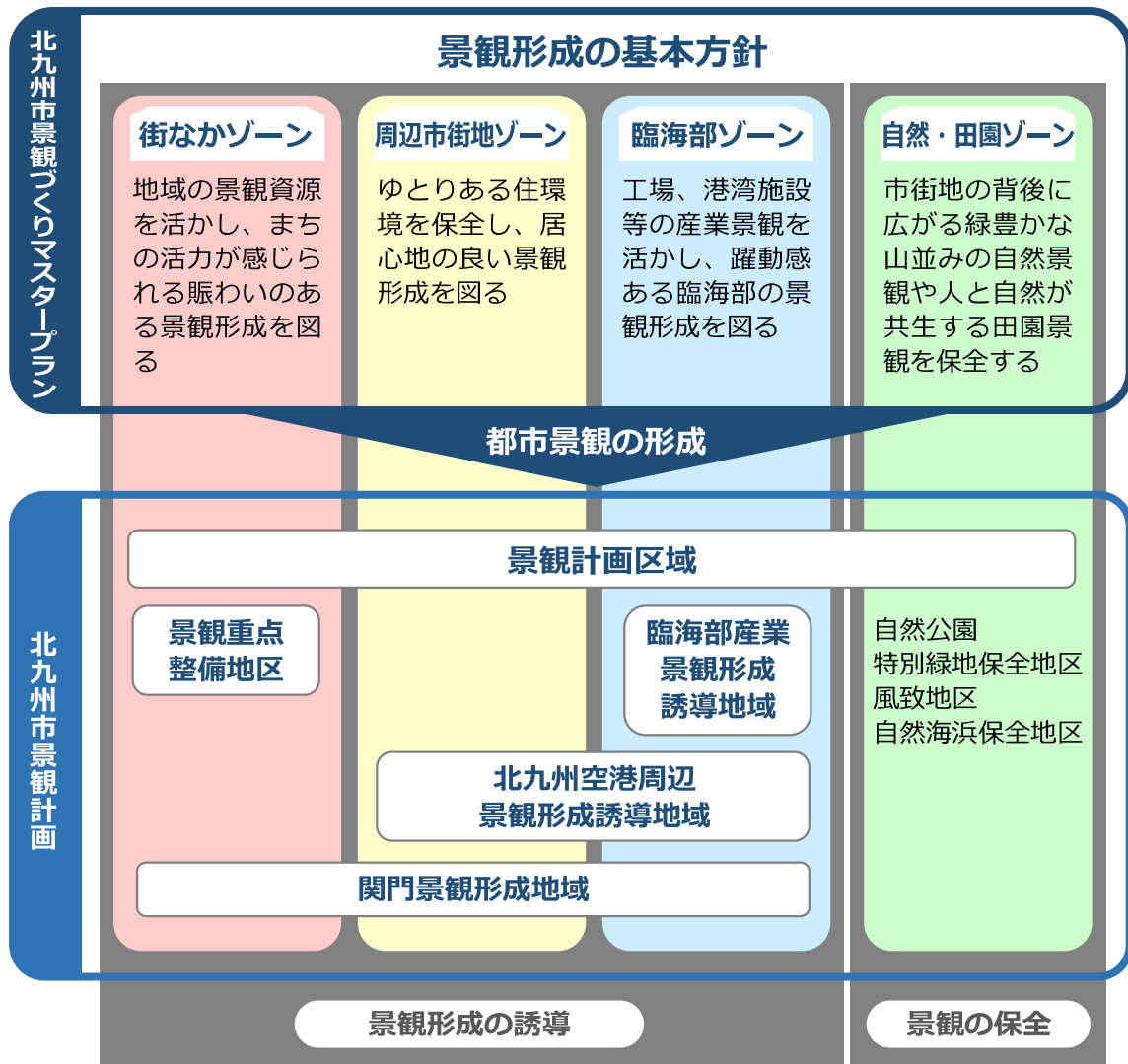


図 1-1-1 北九州市景観づくりマスタープランと北九州市景観計画の関係

1-2 景観誘導の体系（北九州市景観計画の構成）

◇ 北九州市景観計画には、景観法に基づき、景観計画の区域、届出対象、形態又は色彩その他の意匠の基準などを定めます。

基本方針 **第1章** 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系を示します

区域 **第2章** 北九州市景観計画の区域・地区・地域を定めます

- 2-1 景観計画区域[市全域]
- 2-2 景観重点整備地区 景観形成拠点(都市景観の形成上特に重要な地区)
- 2-3 臨海部産業景観形成誘導地域 広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域
- 2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域
- 2-5 関門景観形成地域 関門景観の形成を積極的に推進していく地域

具体的な基準を定めます

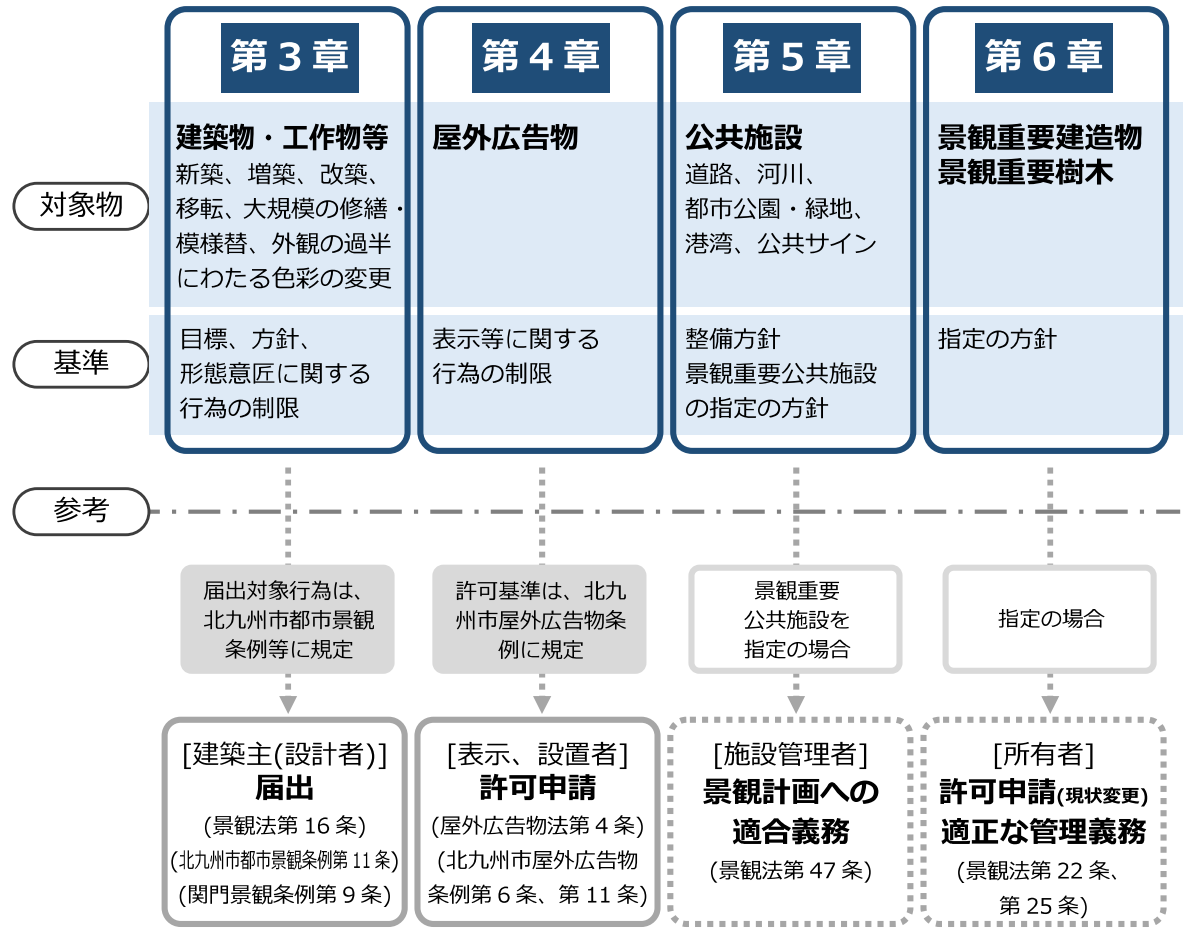


図 1-2-1 景観計画の構成